

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(グリーン投資減税) (国税41)(所得税:他)(法人税:義) (地方税41)(法人住民税:義)(事業税:義)
2	要望の内容	○次の設備を特別償却(即時償却)制度に追加する。 対象設備:熱供給型動力発生装置のうち、コージェネレーション設備。 (現行制度上、熱供給型動力発生装置には、コージェネレーション設備とガスヒートポンプが含まれる。) ○次の設備を対象設備に追加する。 (1) 新エネルギー利用設備等に以下の設備を追加する。 ①下水熱利用設備 ②バイオガス利用設備 ③中小水力発電設備 (2) 二酸化炭素排出抑制設備等に以下の設備を追加する。 ④高効率窓設備 ⑤高効率空気調和設備 ⑥高効率照明 ⑦蓄電池 ⑧プラグインハイブリッド自動車と同時に設置する電力制御装置(V to H システム) ⑨電気自動車と同時に設置する電力制御装置(V to H システム) ○税額控除制度を以下のように変更する。 (1) 太陽光発電設備、風力発電設備、コージェネレーション設備向け 対象企業:「中小企業のみ」を「全企業向け」に変更。 税額控除率:「7%」を「15%」に変更。 (2) その他の設備向け 対象企業:「中小企業のみ」を「全企業向け」に変更。 ○エネルギー使用合理化設備の設備仕様要件を以下のように変更する。 「平成11年基準を25%以上、上回る省エネ性能を有するもの」を「都市の低炭素化の促進に関する法律に規定される低炭素建築物新築等計画の認定を受けたもの」に変更。 ○適用期限を延長する。 現行制度は平成23年6月30日から平成26年3月31日まで(太陽光発電設備、風力発電設備については、平成25年3月31日まで)が適用期限となっている。この期限を延長し、平成25年4月1日

			から平成 28 年 3 月 31 日までの 3 年間の措置とする。
3	担当部局		厚生労働省医政局指導課
4	評価実施時期		平成 24 年 8 月
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯		平成 23 年度 創設 平成 24 年度 一部改正 太陽光発電設備及び風力発電設備のうち、固定価格買取制度の認定を受けていて、かつ、一定の発電容量以上の設備に対して、即時償却を創設。
6	適用又は延長期間		平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに延長 (現行:平成 23 年 6 月 30 日から平成 26 年 3 月 31 日まで)
7	必要性 等	① 政策目的 及びその 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 エネルギー利用効率の向上、非化石エネルギーの開発や利用の促進といった、エネルギーの高度利用やエネルギー源の多様化・分散化を推進し、エネルギー制約の高まる国内において、エネルギーの安定供給の確保、環境への適合といった国家的な課題に対応しつつ、国際的に競争力のある経済活動を持続させることを目指す。 エネルギー・環境に関する選択肢については、現時点では、その具体的内容について結論を得ていないが、どのような選択をする場合にも取り組まなければならない以下の 3 つの改革を、あらゆる政策資源を総動員して実現することとなっている。本税制は、これらの実現に寄与することが目的。 【3 つの改革】 ①クリーンエネルギーへの重点シフトと成長の確保(再生可能エネルギー、省エネルギーにエネルギー構造の重点をシフト) ②需要家主体のエネルギーシステム改革(分散型の新しいシステムに転換) ③多面的なエネルギー・環境の国際貢献 ----- 《政策目的の根拠》 日本再生戦略(平成 24 年 7 月 31 日閣議決定)(P. 8～9 該当) 「(略)原子力に代わるエネルギーとして、政策資源を総動員して国民の省エネルギー、再生可能エネルギーの導入を力強く支援していくことが必要である。(中略)コジェネレーション等も活用した分散型のエネルギーシステムの拡大の可能性を高めた。これまでの大規模電源集中型の供給中心の電力システムの脆弱性を克服するためにも、需要サイドと供給サイドの両方を視野に入れた政策展開が必要である。」
		② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	(基本目標Ⅰ)安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標1)地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること (施策目標1)日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
		③ 達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 エネルギー・環境に関する選択肢については、その具体的内容や新たな数値目標についての議論は結論を得ていない状況ではあるが、これまでの国民的議論を通じて、どのような選択をする場合にも取り組まなければならない以下の 3 つの改革を、本税制を含むあらゆる政策資源を総動員して実現する。 【3 つの改革】 ①クリーンエネルギーへの重点シフトと成長の確保(再生可能エネルギー、省エネルギーにエネルギー構造の重点をシフト) ②需要家主体のエネルギーシステム改革(分散型の新しいシステムに転換)

			換) ③多面的なエネルギー・環境の国際貢献
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・省エネルギー効果 (2010 年比 19%以上の削減) ・再生可能エネルギー導入量 (発電電力量に占める割合:25%以上)
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 グリーン投資減税創設時には、現行エネルギー基本計画で想定していた再生可能エネルギー導入量の約 1%相当を達成する寄与度を算出。現在、再生可能エネルギー導入量の数値目標や、省エネルギーの数値目標について、結論を得ていない状況ではあるが、本税制創設時と同等程度の寄与を目標とする。
8	有効性等	① 適用数等	適用事業者数(見込み) 平成 24 年度(見込み) 約 66,000 平成 25 年度(見込み) 約 100,000 平成 26 年度(見込み) 約 126,000 平成 27 年度(見込み) 約 148,000 (経済産業省ヒアリング調査を基に推計。詳細は別紙参照。) ※本税制の対象設備は、電気自動車等の運輸関連設備、工作機械等の業務関連設備、太陽光発電設備等であり、広く事業者が利用可能な税制となっている。
		② 減収額	平成 24 年度 402 億円 平成 25 年度 462 億円 平成 26 年度 524 億円 平成 27 年度 572 億円
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度) 東日本大震災以降の電力需給逼迫の中で、各電力会社管内において、省エネルギー・節電に向けた取組、ピークカット、ピークシフトに向けた取組が進み、その際に、本税制を活用し、設備更新を前倒しした例も数多く報告されている。また、自家発電設備の導入の一貫として、再生可能エネルギー利用設備や、コージェネレーション設備の導入等も進んでおり、結果として、エネルギーの高度利用やエネルギー源の多様化・分散化の推進が実現されている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度) グリーン投資減税創設時には、エネルギー環境負荷低減設備の投資額を増加させ、現行エネルギー基本計画の目標の一つであった CO2 削減に関連して、CO2 削減効果の高い設備について、3 年間で CO2 削減効果が 1.5 万トン以上の効果、という目標を設定していた。 しかしながら、東日本大震災の発生に伴い、エネルギー基本計画及び CO2 削減目標についての見直しがなされている状況である。

			《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 23 年度) グリーン投資減税の創設により、どの程度、設備投資計画の前倒しや、設備更新が早められたかについて、経済産業省にてアンケートを実施した結果、3 年間で約 1.6 兆円の設備投資が促されたという試算結果を得ている。したがって、仮に本税制が拡充・延長されない場合には、同程度の額の投資活動が実施されないことが想定される。
			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 23 年度) 上記のように、本税制により、低炭素設備の普及が加速的に拡大することにより、相当程度のグリーン投資減税対象設備導入拡大効果が見込まれる。これにより、省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの加速的導入という政策目的の実現に大きく寄与することが見込まれるため、税収減を十分に是認できると考えられる。
	9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 本税制は、エネルギー起源 CO2 排出削減や再生可能エネルギー導入拡大に資する設備の投資を促進し、低炭素社会の構築を実現することを狙いとしたもの。 一方、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の影響により、電力需給の逼迫が長期化する可能性が高く、エネルギーの安定供給の確保のためには、省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの加速的導入拡大が不可欠。税制による負担軽減は、導入する新たな担い手を拡大する効果的な措置である。 また、対象設備を産業政策的にも大きな効果が期待される、一定の普及率以上の設備と限定することで、政策的な重点投資を図り、課税の公平原則に照らし必要最小限の措置としている。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	【関連する他の支援措置の内容】 税制: 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置、エコカー減税 融資: 環境・エネルギー対策貸付 制度: 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進 エネルギー使用合理化事業者支援事業 固定価格買取制度 【他の支援措置との役割の違い】 予算上の措置は、本税制の対象設備と比して、より先端的な実証段階にある設備の導入支援、並びに長期的な視点から重要な役割を担う技術開発を推進するための措置である。例えば、工業炉の場合、補助金の対象は、日本国内で 1 基しか配備されていない次世代コークス炉のような高効率の省エネを実現し、かつ先端的設備が対象となる。 これに対して、本税制措置は、導入段階にありながらも初期費用の制約により十分に普及していない設備・システムについて導入支援を行うものである。例えば、断熱強化型工業炉は、既に市販されており購入可能な設備であるが、高効率な省エネを実現する機種であるため割高な価格のため、導入が進んでいないのが現状であり、このような設備が税制の対象となっている。

		③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期		—

(別紙) 適用事業者数の内訳

グリーン投資減税における各年度の適用事業者数の推移は、設備群毎に以下の通りと推計（経済産業省アンケート結果に基づく）。

	H24 (見込み)	H25 (見込み)	H26 (見込み)	H27 (見込み)
太陽光・風力	1821	2291	2294	2298
新エネルギー利用設備	23	44	52	52
二酸化炭素排出抑制設備	64237	97540	123535	145032
エネルギー使用合理化設備	100	116	120	128
エネルギー使用制御設備	149	163	183	201
合計	66330	100154	126184	147711